国選弁護人制度の根拠規定

憲法

第３７条〔刑事被告人の権利〕

③　刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

刑事訴訟法

第３６条〔請求による弁護人の国選〕

被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第３７条〔職権による弁護人の国選〕

左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

１　被告人が未成年者であるとき。

２　被告人が年齢７０年以上の者であるとき。

３　被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。

４　被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。

５　その他必要と認めるとき。

第３８条〔国選弁護人の資格・報酬等〕

①　この法律の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

②　前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第２８９条〔必要的弁護〕

①　死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

②　弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第２９０条〔任意的国選弁護〕

第３７条各号の場合に弁護人が出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

刑事訴訟規則

第２８条〔国選弁護人選任の請求・法第３６条〕

法第３６条の規定による弁護人の選任の請求をするには、その理由を示さなければならない。

第２９条〔国選弁護人の選任・法第３８条〕

① 法の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、裁判所の所在地に在る弁護士の中から裁判長がこれを選任しなければならない。但し、裁判所の所在地に弁護士がないときその他やむを得ない事情があるときは、その裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域又はこれに隣接する他の地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士の中からこれを選任することができる。

② 被告人の利害が相反しないときは、同一の弁護人に数人の弁護をさせることができる。

第１７８条〔弁護人のない事件の処置・法第２８９条等〕

① 裁判所は、公訴の提起があった場合において被告人に弁護人がないときは、遅滞なく、被告人に対し、死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件については、弁護人を選任するかどうかを、その他の事件については、法第３６条の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確かめなければならない。

② 裁判所は、前項の処置をするについては、被告人に対し、一定期間を定めて回答を求めることができる。

③ 第１項前段の事件について、前項の期間内に回答がなく又は弁護人の選任がないときは、裁判長は、直ちに被告人のため弁護人を選任しなければならない。

第２７９条〔国選弁護人・法第３７条等〕

少年の被告人に弁護人がないときは、裁判所は、なるべく、職権で弁護人を附さなければならない。